

令和3年度茨城県共同募金会地域福祉特別助成交付要項

1 対象団体

県内に所在し、県民を対象として2に記載の対象事業を行う市町村社会福祉協議会、社会福祉法人、NPO法人、ボランティアグループ、任意団体等。ただし、申請時に活動を開始してから概ね1年以上を経過している団体とする。

2 対象事業・助成額

区分	事業内容	助成額
つながりをつやさない社会づくり助成A	<p>新型コロナウイルスにより新たに発生した課題の解決を目的として行う事業活動 (助成事業例)</p> <p>①生活困窮者(世帯)のための食事や生活用品、居住等に係る生活支援活動 こども食堂、フードバンク活動、居住支援など</p> <p>②社会的孤立や孤独の問題など、コロナ禍により顕在化した課題に対し、つながりをつやさないことを目的として取り組むいのちをつなぐ支援活動 引きこもり支援、高齢者見守り、自殺防止等の電話相談支援など</p> <p>③コロナ禍における新たな活動に必要なツールの整備 オンライン会議システムの導入費用など</p> <p>④その他会長が必要と認める事業</p>	事業費の90%以内で 400,000円以内
つながりをつやさない社会づくり助成B	<p>新型コロナウイルスの影響下において、主に市民のつながりをつやさないことを目的として取り組む事業活動 (助成事例) 地域住民間の交流活動</p>	事業費の80%以内で 200,000円以内
防災・防犯助成	<p>防災、防犯対策を促進するための事業活動 (助成事例) 防災倉庫の整備や防犯備品の購入 防災訓練の実施</p>	事業費の70%以内で 200,000円以内

3 助成対象活動（事業）期間

令和3年4月～令和4年3月

※令和3年4月以降の活動であれば、助成決定前の活動も対象とします。

4 助成金の交付申請

助成金の交付を受けようとする団体は、助成申請書（様式1号）に指定の書類を添付し、団体所在地の市町村共同募金委員会に2部提出しなければならない。

市町村共同募金委員会は、つながりをたやさない社会づくり助成A Bの申請があった場合は意見書を作成する。

応募締切日

区 分	期 限
つながりをたやさない社会づくり助成A	第1回締切 令和3年5月21日（金） 本会必着 第2回締切 令和3年6月11日（金） 本会必着 注）つながりをたやさない社会づくり助成Aについては、今秋、改めて要項を定め第2次募集を行う予定です。活動期間、助成対象経費が今回応募事業と重ならない場合は、再度の応募が可能です。
つながりをたやさない社会づくり助成B	令和3年6月11日（金） 本会必着
防災・防犯助成	令和3年6月11日（金） 本会必着

5 助成金の交付決定

茨城県共同募金会会長（以下「会長」という）は、助成の決定をしたときはその内容及び条件を助成金交付決定通知（様式2号）により通知する。

6 助成金の支払

助成金は、助成事業が終了しその額が確定した後に支払うものとする。

助成事業の円滑な遂行上必要と認めるときは助成事業者からの請求に基づき助成金を全額概算払いすることができる

助成事業者は、前項の規定により概算払いを受けようとするときは会長に概算払申請書（様式第3号）を提出するものとする。

7 内容の変更等

助成事業者は、助成事業に要する経費の配分又は助成事業の内容を変更しようとするときは、助成金変更交付申請書（様式自由）を会長に提出するものとする。ただし、総事業費の20%以内の増減については、この限りではない。

8 実績報告

助成事業者は、事業完了後1カ月以内若しくは令和4年3月末日までに実績報告書（様式第4号）と収支決算書を会長に提出しなければならない。

9 助成金の額の確定

会長は、実績報告書の内容を審査し、助成金の使途が適切であると認めた場合には、助成金の額を確定するものとし、助成事業者に対し助成金額確定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

10 助成金の取り消し

会長は次の各号に該当すると判断したときは、助成金の全額または一部を取り消すことができる。

- (1) 助成金を申請した使途以外の用途に使用したとき
- (2) 事業を中止したとき及び事業を実施する見込みがなくなったとき
- (3) 助成金を不正に使用したとき
- (4) その他会長が不適と認めたとき

11 助成金の返還

助成事業者は、助成金の交付の決定を取り消した場合において、すでに助成金が交付されている場合は、定められた期限までにその助成金を返還しなければならない。

助成事業者は、助成金の額の確定後、助成金に残金が生じた場合は返還することとする。

12 その他

この助成金の収入及び支出に関する証拠書類並びに帳簿は、事業完了後5年間保管しておかなければならない。

その他本助成に関する事項は茨城県共同募金会地域福祉特別助成取扱要領に定めるところによる。

附則

この要項は令和2年4月1日から施行する。

附則

この要項は令和2年5月8日から施行する。

附則

この要項は令和2年8月17日から施行する。

附則

この要項は令和2年9月25日から施行する。

付則

この要項は令和3年4月1日から施行する。